

入札公告  
松崎福祉複合施設新築工事

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので公告する。  
令和7年3月17日（月）

社会福祉法人福音の光  
理事長 青松 英明

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 松崎福祉複合施設新築工事
- (2) 発注者 社会福祉法人福音の光 理事長 青松 英明  
千葉県成田市並木町141-3
- (3) 設計監理 株式会社 横松建築設計事務所一級建築士事務所  
東京都足立区千住仲町 19-6 和光ビル 402  
電話：03-5284-7106  
E-mail：[miyata@yokomatsu.co.jp](mailto:miyata@yokomatsu.co.jp)
- (4) 工事場所 千葉県成田市松崎字浅間1977番2の一部
- (5) 工事概要 児童福祉施設及び障害者福祉施設（複合施設）  
鉄骨造2階建て  
1階 499.202 m<sup>2</sup>、2階 231.956 m<sup>2</sup>  
延べ面積731.158m<sup>2</sup>  
建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、  
開発工事一式
- (6) 工期 契約日～令和7年12月26日（金）
- (7) 予定価格 非公表

(8) 最低制限価格 非公表

(9) 入札参加方式 制限付き一般競争入札

(10) 入札日 令和7年4月24日(木) 午後2時から

(11) 参加申請

① 入札参加希望者は、事前に制限付き一般競争入札参加申込書(第1号様式)を電子メールにて提出すること。なお送信後確認の為、必ず電話すること。

② 提出先：株式会社 横松建築設計事務所、E-mail：[miyata@yokomatsu.co.jp](mailto:miyata@yokomatsu.co.jp)

③ 申請期限：令和7年4月2日(水) 午後1時まで

(12) 入札参加資格要件

本工事は当該工事に係る施工者として次に掲げる要件を全て満たしている者とする

① 成田市入札参加資格者名簿に建築一式工事の登録を有する市内業者

② 建築業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく許可を有する事業者

③ 本工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者または監理技術者として配置できること

④ 建築一式に係る経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値が1000点以上の事業者

⑤ 同種施設の施工実績がある事業者

⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

⑦ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと

(13) 設計図書の配布について

① 配布方法 電子データで配布する(申請時にアドレスを明記のこと)

② 配布日時 令和7年4月2日(水) 中

(14) 質疑及び回答

質疑：令和7年4月4日(金) までに e-mail にて提出のこと

提出先：株式会社 横松建築設計事務所

E-mail：[miyata@yokomatsu.co.jp](mailto:miyata@yokomatsu.co.jp)

回答：令和7年4月8日(火) 中に全員に e-mail で回答する

#### (15) 入札方法

①日時：令和7年4月24日（木）午後2時から

②会場：社会福祉法人福音の光ハレルヤ保育園

（千葉県成田市大袋356-1）

③提出書類 入札書（指定様式）及び工事費内訳書（任意様式）

④落札価格の注意

落札価格は入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

⑤入札回数

入札回数は2回までとします。2回行っても落札者がなかった場合は、最低価格で入札した者に見積もりを依頼し、その結果予定価格内であればその者と随意契約します。

2回目の入札及び見積提出に備えて、入札書をもう1部と見積書に記名押印のうえ、持参すること。なお1回目の入札に参加しなかった者（辞退者及び遅参者を含む）及び無効入札をした者は再度入札に参加できません。

#### (16) 施工者選定

最低の価格をもって落札者とする

#### (17) 入札の無効

以下の入札は無効とします

- ・競争入札に参加する資格がない者がした入札・委任状を持参しない代理人がした入札
- ・入札書の記入、押印等に不備があると認められる場合・入札書の入札金額その他必要事項を確認しがたい入札・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札・民法上入札が無効として扱われる入札

#### (18) 入札保証金・契約保証金

- ・入札保証金は免除とする
- ・契約保証金は、履行保証保険契約等を締結している場合は免除とする

#### (19) 契約について

- ・施工者決定後、当法人の理事会の決定を受けた後に本契約とする
- ・入札後の異議は一切認めないものとする
- ・支払い時期については本件工事に係る工事請負契約時に決定する

(20) 施工についての重要事項

- ・施工者は近隣住民との間で、工事遂行に支障をきたさぬようにするものとし、工事中、隣家人や通行人その他に対して迷惑とならぬよう十分注意すると共に、資材の搬入その他安全対策や危険防止対策は十分に考慮して配慮につとめ、発注者の責に及ばぬよう、施工者において対処し責任を持つこと
- ・安全対策や危険防止対策は十分に考慮し、また園の活動の支障となることのないよう配慮すること
- ・本工事により生じた人身事故、近隣住民問題、付近道路、敷地、建物その他有形無形を問わず、損傷は一切施工者の責任及び負担にて補償、復旧すること
- ・原則として同内容の設計変更は請負金額を増減しない。また軽微な変更、官庁指導による軽微な変更は請負金額を増減しない
- ・工事施工に必要な着工前手続き及び施工中、施工後の諸手続き（水道、消防含む）施工届け、道路その他の手続等は施工者にて行いその費用を負担すること
- ・工事関係車両の駐車は施工者において適切な処置を講じその費用を負担すること
- ・本工事の施工にあたっては事前に、各工事施工図を提出し設計監理者の確認を受け施工すること・本工事の施工にあたっては、施工箇所全ての施工前、及び施工状況の記録写真を詳細に取り置き竣工時に施工記録帳として設計監理者承認の上、発注者に提出すること
- ・本工事の竣工にあたっては竣工図及び建築写真専門家による竣工写真（20カット）をアルバムに整理し、デジタルデータと共に発注者に提出すること